

商品概要説明書

令和元年5月1日現在適用中

1. 商品名	・まごころ定期積金
2. 販売対象	・当金庫で年金を受給または新規・変更手続きを完了された個人 ・当金庫で3年以内に年金を受給されることを予約された個人
3. 期間	・2年 3年 5年
4. 受入 ①受入方法 ②受入金額 ③受入単位	・契約期間内で掛金を2カ月毎に分割受入 ・口座振替扱いのみ ・1回当たり 10,000円以上 ・1,000円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
6. 給付補填金 ①利回り ②支払頻度 ③計算方法 ④税金	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します ・満期日以後に一括して支払います ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算 ・給付補填金には、源泉分離課税20%（国税15%・地方税5%）がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年1.00%上乗せした利率）
9. 中途解約時の取扱い	・期限前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します
10. 金利情報について	・店頭窓口にお問合せください
11. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所（9時～17時、058-265-1151）で受付けています 紛争解決措置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、03-3517-5825）にお申し出ください また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけますその際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください
12. その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます または当初契約時の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます